

「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る基準」の改訂の概要（案）

主な改訂項目

① 準拠する基準の明瞭化

現行地方独法監査基準では、準拠する会計基準が、「地方独法会計基準」と「一般公正妥当な会計基準」の2通りあるかのような規定ぶりとなっている。しかし、実際には地方独法の準拠する会計基準は、①総務省令で定める基準、②地方独法会計基準、③企業会計基準、が一体で適用されているというのが実態であることを踏まえ、この際、この実態にあわせた規定ぶりに修正する。

② 報告内容の明瞭化（「合理的な」の削除）

企業会計の監査基準では、「意見表明のための合理的な基礎」といった場合、適正意見又は不適正意見のどちらの根拠ともなりえるために「合理的な」を削除したことから、地方独法監査基準においても同様に削除する。

③ 監査報告の明確な区分

企業会計の監査基準において、監査人の報告責任が「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分することとされたことを踏まえ、改訂後の地方独立行政法人の監査基準では、従来、区分していなかった財務諸表等に対する監査結果（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書に対する意見）を、その性質に応じて、「財務諸表に対する監査意見」、「法令等が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して表明することとする。

④ 二重責任の明確化（「地方独立行政法人の長」の追加）

企業会計の監査基準の改訂により、財務諸表項目の提示主体を明確化することとされたこと等にあわせ、地方独法監査基準も同様の修正を行う。

⑤ 監査報告の明確な区分（財務諸表「等」の削除）

企業会計の監査基準の改訂により、監査対象書類を「財務諸表」と「それ以外の書類」にそれぞれ明確に区分することとなったことを受け、地方独法において「財

務諸表等」として一体整理していた監査対象書類も同様に、それぞれ別区分とするよう規定を修正する。

⑥ 報告内容の明瞭化（記載事項の追加）

地方独法の長や会計監査人の責任を区分して明記すること、追記情報について強調事項と説明事項を区分して記載すること、等の改訂を行い、監査報告書の明瞭性を担保することとする。

⑦ 不正誤謬等の意見表明の明確化

企業会計の監査基準では、不正誤謬等の有無は、個別意見表明ではなく、財務諸表に対する意見表明の中で重要な不正等が見あたらなかったということをもって判断させている。一方、地方独法監査基準では、財務諸表等に対して個別意見を表明することになっていることから、取扱いに相違が生じている。そこで、この際、企業会計の監査基準と同様の取扱いとなるよう改訂を行う。